

構造変更検査についてのご案内と注意事項。必ずよくお読みください！①

この度はRS★R製品をお買い上げいただき誠にありがとうございます。
当該製品に変更した場合、緩衝装置の懸架方式変更に該当し、改造自動車の届け出が必要な範囲となり、保安基準に適合するかを各陸運局、陸運支局、独立行政法人自動車技術総合機構(旧名称:自動車検査独立行政法人)において当該製品と車両を提示し、適合性を確認するための構造変更検査を受ける必要があります。

改造自動車の届出について

- ・基本的に製品を取り付けられてすぐに構造変更検査を受けなければなりません。
- ・改造自動車の届け出及び構造変更検査は最寄の各陸運局、同支局、独立行政法人自動車技術総合機構(旧名称:自動車検査独立行政法人)の各検査部、事務所においてのみ 持ち込みの検査で実施できます。
- 【注】自動車ディーラー、モータースなど民間車検工場の整備事業者で実施することはできません。
なお、取り付け作業や構造変更検査の代行業務、手続きに関しては問題はありません。

改造自動車等届出書の作成

- ・最寄の各陸運局、同支局、独立行政法人自動車技術総合機構の各検査部、事務所の購買部、または整備振興会の購買部などで改造自動車等届出書(1号様式、2号様式)を購入するか、独立行政法人自動車技術総合機構のHPよりダウンロードできます。<http://www.naltec.go.jp/fkoifr00000011hj.html>
- ・届出書には当該車両の諸元と必要事項などをカタログやディーラーの諸元表などで調べ、記入する必要があります。その際、改造自動車等届出書の必要書類として弊社が発行するパネの強度検討書等を添付しておりますが、このパネの強度検討書につきましては構造変更検査に必ず合格することを保証するものではなく、あくまでも届出書に必要な添付書類として取り扱ってください。
- 【注】記入内容などは各陸運局、同支局、独立行政法人自動車技術総合機構の窓口にお尋ねください。
- 【注】あくまでも使用者(ユーザー)が届出書を作成しなければなりません、できない場合は専門の業者や実績のあるお店に依頼されることをおすすめします。
なお、弊社は改造自動車等届出書の作成や申請、構造変更検査とも承ることはできません。

改造自動車等届出書の提出

- ・必要書類一式を各陸運局、同支局、独立行政法人自動車技術総合機構の各検査部に申請し、受理されれば事前審査期間を経て(各検査部により異なりますが、約3～10日前後は必要と思われます)検査日程が決まり、当該車両を持ち込んで構造変更検査を受けることとなります。
- ・必要な書類と添付書類(◎印:弊社発行書類)改造部分詳細図や外観図は参考で一部添付しているものもあります。
 - 1; 改造自動車等届出書 1号様式、2号様式(主要諸元比較表など必要項目を記入したもの)
 - ◎2; 強度検討書(弊社発行のリーフスプリング製品に対する検討書です。)
 - ◎3; 製品図面(弊社製品の適合リーフスプリング図と解説資料、パンブラバー図)
 - 4; 改造部分詳細図(新車カタログや修理解説書、パーツカタログなどから採取してください。)
 - 5; 外観図(新車カタログや修理解説書などの三面図から採取してください。)
- 【注】また、弊社より改造自動車等届出書の通知書の写し(参考資料)が同封されている場合はあくまでも届出書記載の際に、円滑な作業を目的に参考にしていただくものです。そのまま提出されても使用はできません。また、すべての当該車両の通知書等は準備しておりません。
- 【注】検査事務所等によっては上記1～5以外の書類、添付資料の他に資料提出を求められる場合があります。また、弊社の発行書類以外は準備及び手配はできません。

注意事項、その他

- ・構造変更検査を受けられると、検査実施日が有効日となるため、残った車検有効期間が無くなります。詳しくは各陸運局、陸運支局、独立行政法人自動車技術総合機構の検査部の窓口にお尋ねください。
- ・構造変更検査は通常の”継続検査”などと同じ審査項目を実施したあと、当該製品の改造項目を検査します。したがって継続検査に必要な書類や、法定点検を含めた点検、整備なども必要です。
当該部品取り付け部分、改造項目の部分だけを受検することはできません。
- ・車検証は新たに発行されますので、型式の後ろに”改”が表記されたり類別区分などが消滅してしまう場合もあり、純正部品が注文できなくなる可能性がありますので、あらかじめ構造変更検査前の車検証の写し(複製)を必ず取るようにしてください。
なお、自動車メーカー等の保証規定に当てはまらなくなることもありますので注意してください。
- ・当該製品を取り付けた車両を確認するための構造変更検査費用はすべて使用者(ユーザー)の負担です。また、本紙はあくまでも手順の一例を記載しており、内容どおりの手順とは限りません。
他にも手配するものや、その費用、それに伴って発生した費用などについても一切 弊社は負担いたしませんので予めご了承ください。

(株)TMC 本 社 〒561-0842 大阪府豊中市今在家町18-10 TEL 06-6866-1431



構造変更検査についてのご案内と注意事項。必ずよくお読みください！②

改造自動車の届出について

- ・当該製品に変更した場合、緩衝装置の懸架方式変更に該当し、改造自動車の届け出が必要な範囲となり、保安基準に適合するかを各陸運局、陸運支局、独立行政法人自動車技術総合機構(旧名称:自動車検査独立行政法人)において当該製品と車両を提示し、適合性を確認するための構造変更検査を受ける必要があります。
- ・基本的に製品を取り付けられてすぐに構造変更検査を受けなければなりません。
その際、改造自動車等届出書の必要書類として弊社が発行するバネの強度検討書を添付しておりますが、このバネの強度検討書につきましては構造変更検査に必ず合格することを保証するものではなく、あくまでも届出書の添付書類として取り扱って下さい。
- ・詳しくは各陸運局、陸運支局、独立行政法人自動車技術総合機構の窓口にお尋ね下さい。
- ・構造変更検査費用はすべて使用者(ユーザー様)の負担となります。
また、上記はあくまでも手順の一例であり、内容どおりの手順とは限りません。
他にも手配するものや、その費用、それに伴って発生した費用などについても弊社は一切負担いたしませんので予めご了承下さい。

製品の仕様適合性について

- ・平成24年10月より構造等変更検査の審査事務規程の一部が変更され、改造自動車審査要領における能力強度等の基準の明確化が必要となりました。
これに伴い 弊社リーフスプリングの強度検討内容が今回から新たな仕様となり、製品についても専用ショックアブソーバー、バンブラバーとともに能力強度の検討を行っています。
したがって、弊社仕様の専用ショックアブソーバー、バンブラバーを使用されない場合の構造等変更検査の審査への適合性はありませんので、予めご了承願います。
- ・万一、弊社仕様以外のショックアブソーバー、バンブラバーをご使用になっている場合やリーフスプリングのみでの構造等変更検査における審査での強度検討書の有効性はありません。
- ・製品にはマーキング及びステッカーなどで表記し、添付図面等において場所指定しておりますので構造変更検査での審査の際は検査員にご確認いただけるようになっています。

単品製品価格について

単品	品番	定価(本体価格)
☆バンブラバーリア2個	TPT777BR	¥6,500
* ☆減衰36段調整式リアショック2本	TPT777RS	¥80,000
* ☆減衰固定式リアショック2本	TPT700RS	¥60,000

- * リアショック単品はコーションラベルの品番とロットナンバーが確認できるものに限りです。
それ以外は下記の一台分にてお求め願います。

☆減衰36段調整式ショッカー一台分	TPT777S3	¥120,000
☆減衰固定式ショッカー一台分	TPT700S3	¥88,000

なお、キット1フル、キット1フル+スタビにて製品装着されている場合は必要ありません。



(株)ティエムシー 本 社 〒561-0842 大阪府豊中市今在家町18-10 TEL 06-6866-1431